

市内共通

学校防災マニュアル2

V 災害時における鎌倉市の対応

VI 避難所運営の支援体制について

VII 参考資料

VIII その他

鎌倉市

令和2年10月版

<< ねらい >>>>

生徒の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的なマニュアルを作成し、円滑な対応に備える。

<< もくじ >>>>

V 災害時における鎌倉市の対応	15
VI 避難所運営の支援体制について	
(1) 避難所開設時における基本的対応	19
(2) 学校再開に向けての準備	20
【資料編】	
(資料2) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について	21
(資料3) 警報の種類	22
(資料4) 警報・注意報の種類	23
(資料5) 雨と風の表	24
(資料6) 防災備蓄食糧一覧表	×
(資料7) 「地震発生初動時職員行動マニュアル」鎌倉市より	27
VII 参考資料	
〔 学校防災活動マニュアルの作成指針（抜粋） 神奈川県教育委員会（平成25年5月 作成） 〕	
1 「東海地震に関する情報」や警戒宣言への対応	28
2 地震・津波への対処	30
3 地震発生後の対応	31
VIII その他	
(1) 防災行政用無線による情報提供	35
(2) 学校の海拔と緯度経度	36

第14章 応急教育

災害により学校施設が被災した場合もしくは、小・中学校の児童・生徒の被災により、正常な教育を行うことができない場合、又は学校施設が被災するおそれのある場合の応急教育等の実施については、次の計画に基づき行うものとします。

第1節 学校防災に関する対策

地震等の災害発生に際し、児童・生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、学校防災に関する対策を定めます。

第1 実施機関

- (1) 市立小・中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

第2 児童・生徒等保護対策

校長等は、災害発生時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

1 学校の対応

- (1) 校長は、その判断により対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校しますが、特別に配慮を要する生徒については、学校での引き渡しも行うものとします。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童・生徒等については、学校において保護します。
- (3) 児童・生徒等が交通機関を利用して通学している場合は、教職員が引率して下校する、学校で保護する等の対応を行います。
- (4) 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童・生徒等を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発表中は児童・生徒等を安全な場所に待機させます。
- (5) 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を実施します。

2 教職員の対処

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等に対し、より安全な場所で待機させたいえ、全体の指示を待ちます。
- (2) 児童・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。
- (4) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮します。
- (5) 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行います。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (7) 児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

第3 被害状況の把握等

1 施設設備の被害状況の把握

災害が発生した場合は、被災状況を報告します。

2 児童・生徒等の被害状況の把握

災害が発生した場合、校長は、児童・生徒の安否を調査し、その所在を把握し、市教育委員会等に報告します。

第4 学校施設の応急対策

1 被害箇所及び危険箇所の応急修理

災害の規模・程度によっては二次災害が起きることも考えられるため、その防止を図ります。また、早急に学校活動を再開するため、施設・設備の被災状況を確認するとともに、教育委員会等の実施する応急危険度判定を早急に受けます。

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

2 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

第2節 避難所としての運営との両立

第1 運営体制

避難所を運営する場合に必要な業務としては、①水、食糧の配分、②救援物資の管理、③し尿、ごみ等の処理など衛生管理、④災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握、⑤避難者名簿の作成、⑥避難所内連絡及び外部からの問い合わせへの対応、避難所自治会等の組織化、⑦施設・設備の点検、立入禁止区域の設定等が考えられますが、必要に応じ学校防災本部内に避難所支援班を設置し、運営します。

第2 避難所としての施設の使用

避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、避難所となる場合の学校施設の使用は、その機能を踏まえて行います。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜、開放することとしますが、学校教育再開に備え、一定数は確保します。また、理科実験室等特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、原則として避難者受入れのスペースとしては使用しません。

第3 応急教育対策

1 応急教育の実施場所

災害により小・中学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用や転用等により、状況に即応した応急教育を実施します。

なお、学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、応急教育の実施場所を検討します。

表 14-1 応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	特別教室、屋内運動場等	
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 隣接学校の校舎 2 学習センター等公共施設	各地区に残存する神社の境内、仏閣等の建物（建物が使用できない場合は、その敷地）の利用を検討します。
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 学習センター等公共施設 3 応急仮設校舎	

令和2年10月版

2 応急教育の方法

(平成30年8月の改訂)市教育委員会(は、正常授業の実施に努めることとするか、子供又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級を編成するほか、二部授業や圧縮授業等を暫定的に行います。

3 応援の要請等

(1) 市教育委員会は、被災校の応急教育等のため、小・中学校相互の教職員の応援体制の確立をめざして隣接する学校等の校長に応援要請を行います。

(2) 市教育委員会は、被災校の応急教育のため小・中学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等応援の要請を行います。

(3) 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力します。

4 学用品の支給

学用品等の支給については、災害の規模範囲や被害の程度等により、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条第1項の基準に準じた支給を行います。

5 給食

(1) 配給

学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用され、学校独自の使用が不可能となります。

したがって、児童・生徒の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行います。

(2) 衛生管理

災害が発生した場合は、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、食器具類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底します。

また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄します。

6 児童・生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努めます。

第4 保育所等における応急対策

1 児童の保護対策

保育所及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)は、第1節「第2 児童・生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。

2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況、児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、児童の精神的安定を確保します。

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な児童について

通所可能な児童については、各保育所等において保育します。

イ 通所できない児童について

通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

(2) 保育所等での対応

ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう検討します。

イ 長期間保育所等が使用できない場合

災害により長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

第3節 保護者、地域との協力

第1 保護者との協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられることから、児童等の安否・所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書、学用品等の支給に関し、保護者の協力を得るよう努めます。

第2 地域の自主防災組織等との協力

学校は地域コミュニティの中心となるため、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、協議の場の設定等により、地域の自主防災組織、ボランティア組織、地域医師会、学校医等の協力を得るよう努めます。また、学校において非常用物資の備蓄の管理についても協力を得るよう努めます。

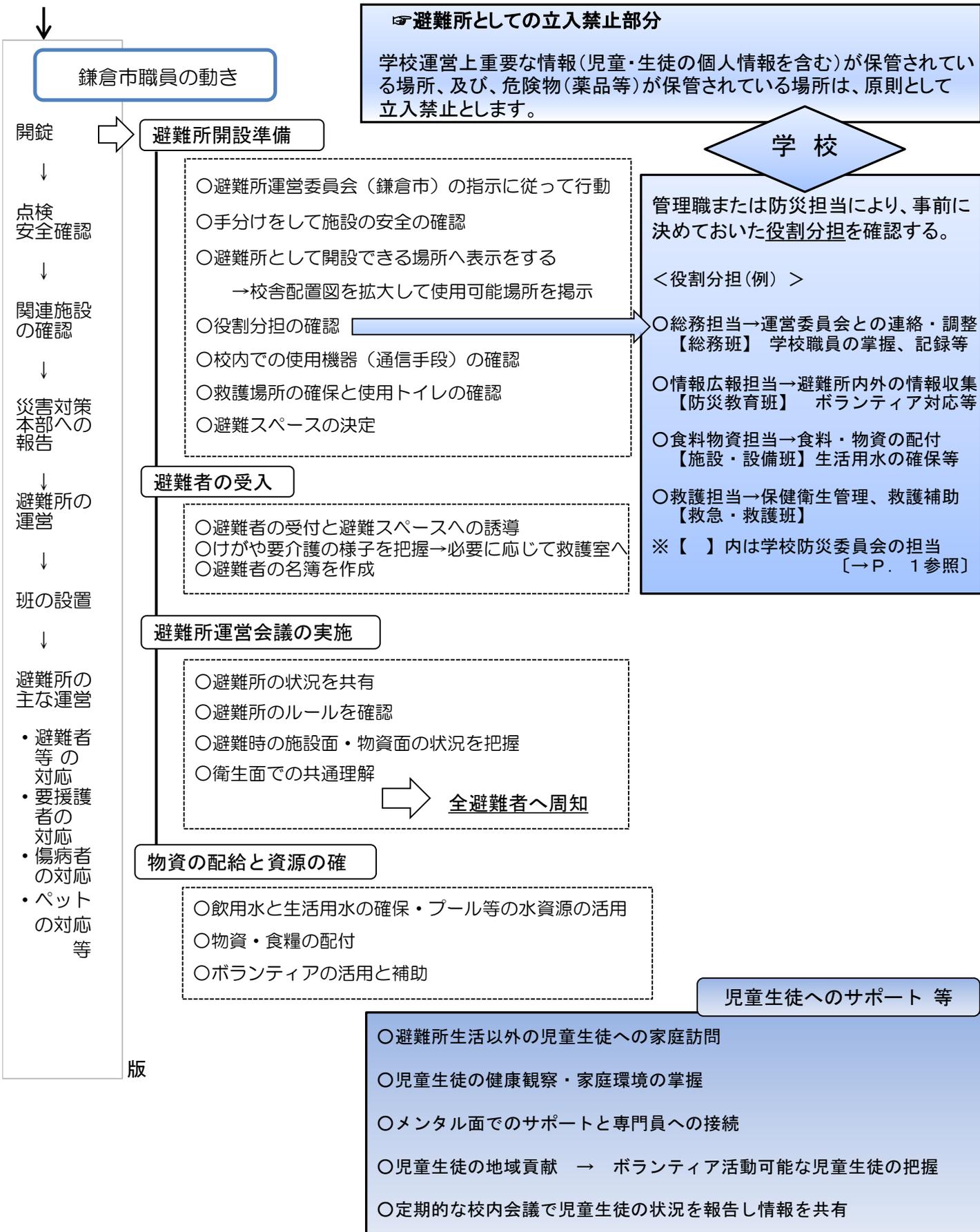
※私立幼稚園、県立鎌倉養護学校、県立高等学校、横浜国立大学附属鎌倉小・中学校、私立小中高等学校、鎌倉女子大学等にあつては、本計画を参考にして、それぞれの責任の範囲内において防災対策を実施します。

VI 大災害における避難所運営の協力体制について

(1) 避難所開設時における基本的対応

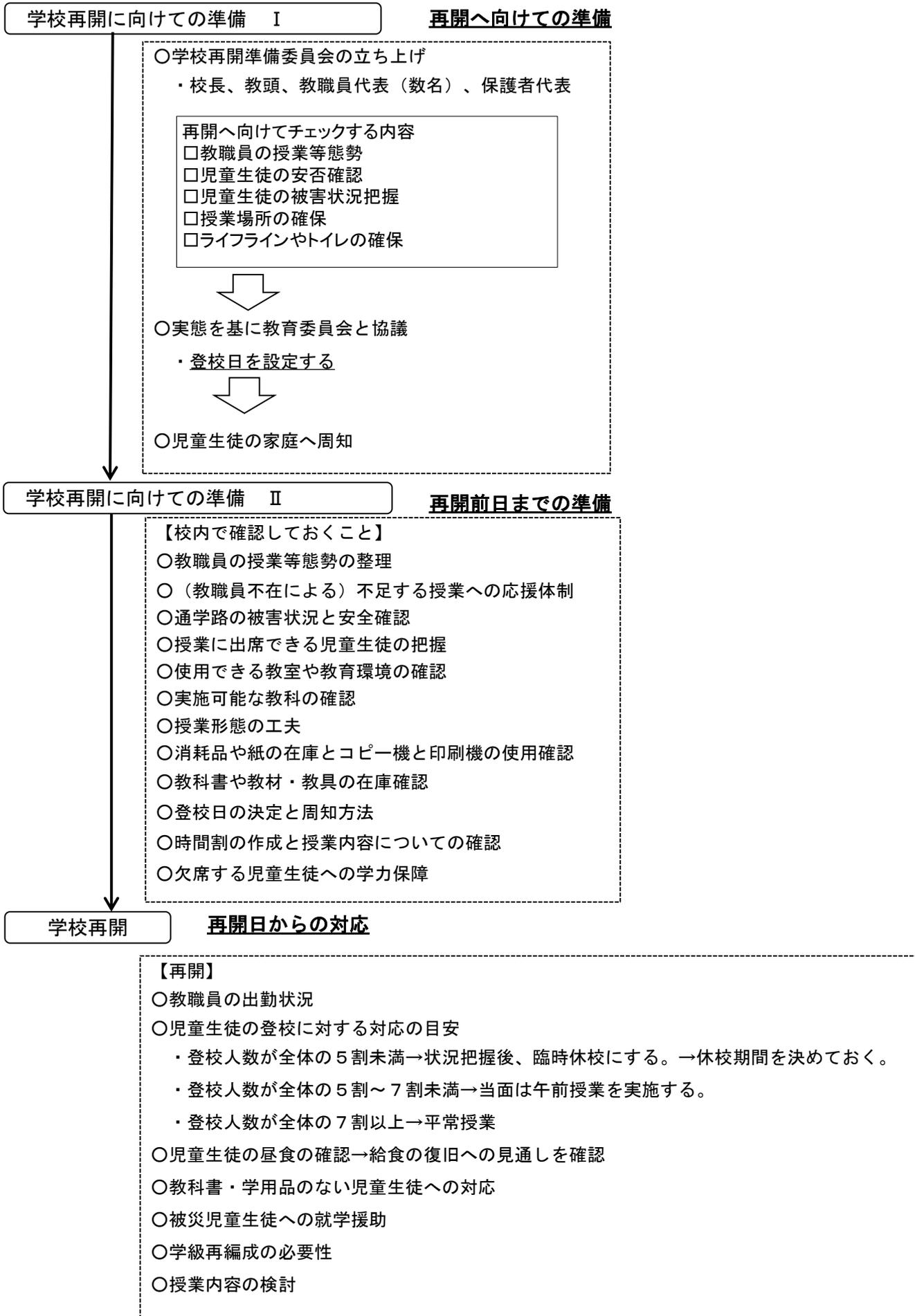
※避難所運営については、市職員が主体ですが、長期化が予想される場合などには、学校は協力することとなります。

避難所開設発令



版

(2) 学校再開に向けての準備



(資料2) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

出典：気象庁HP (http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_tsunamiinfo.html)

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5 m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(資料3) 警報の種類

出典: 気象庁HP(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html)

警報の種類と警告内容

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の8種類の警報を発表しています。

大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。

洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表します。

大雪警報

大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

暴風雪警報

雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなる)などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。

波浪警報

高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。

高潮警報

台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

特別警報

数十年に一度の大雨などが予想された場合に発表します。大津波警報などを特別警報に位置づけます。

大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報

約1日程度前大雨の可能性が高くなる



半日～数時間前大雨が始まる強さが増す



数時間～2時間程度前



大雨が一層激しくなる



記録的な大雨出現

大雨に関する気象情報

警報・注意報に先立ち発表

大雨注意報

警報になる可能性がある場合はその旨記述

大雨に関する気象情報

雨の状況や予想を適宜発表

大雨警報

大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す

大雨に関する気象情報

刻一刻と変化する大雨の状況を発表

大雨特別警報

その後も大雨が降り続き、重大な災害が起こる危険性が非常に高まった場合発表

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/tokubetsu-keiho/kizyun.html>

<参考> 特別警報の発表基準について (気象等に関する特別警報の発表基準)

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	十数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
波浪		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	十数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	十数年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象庁 HPより

(資料5) 雨と風の表 出典: 気象庁HP(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html)

雨の強さと降り方 (平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)							
1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴォーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる					雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(資料7)「地震発生初動時職員行動マニュアル」 鎌倉市 より

(3) ミニ防災拠点班の活動

① 避難所施設を開設する。

- ・校門、体育館等避難所施設の開錠を行う。
- ・鍵の管理者が未着で開錠できない場合は、鍵の管理者を待つ。(状況により非常手段により開錠等を行う。)
- ・当該施設の被害状況を点検し、避難所として使用可能か確認を行う。
- ・落下物などが施設内に散乱している場合は、学校関係者、自主防災組織関係者等の協力を得ながら整理し、避難所の開設準備を行う。
- ・避難所の開設など対策業務の開始連絡を行う。

② 避難住民の受け入れ体制を確立する。

- ・避難者に対して、避難者カードへの記入を促し、避難者数を確認後、本部及び地域班に報告を行う。(変化があれば適宜追加報告する。)
- ・施設関係者、自主防災組織関係者と協力し、避難者名簿の作成を行う。
- ・災害時要援護者の人数、状態等を確認し、地域班への報告及び必要な措置を講ずる。

③ けが人等への対応は、救護スペースを確保の上、備蓄倉庫備え付けの救急セットを利用して応急処置を行い、その後、地域班・救護所へ連絡する。

地域班	鎌倉市役所	腰越行政センター	深沢行政センター	大船行政センター	玉縄行政センター
救護所	第一小学校 第二小学校 御成小学校	七里ガ浜小学校 腰越中学校	深沢小学校 手広中学校	小坂小学校 大船小学校 今泉小学校	玉縄小学校 植木小学校

④ 電話等の連絡手段を確保する。

⑤ 食糧、物資の供給を行う。

- ・備蓄倉庫の内容を確認し、物資等の供給準備を行う。
- ・食糧、毛布等の必要な物資の供給を受け、避難者に配布する。
- ・施設内で飲料水が確保できない場合は、避難者等の協力を得て飲料水を確保する。(ろ水機の運用を含む)

⑥ トイレの対応を図る。

- ・学校内の使用可能なトイレの確認を行う。
- ・断水の場合、トイレ用の水はプール等の水を活用し、搬送等は避難者等の協力を得て行う。(水洗トイレ使用可能な場合)
- ・必要な場合、仮設トイレを組み立てる。

(4) 特別班の活動

特別班は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表1に掲げる事務分掌に基づき、各班(各部)が定めたマニュアルにより、災害応急活動を行う。

VII 参考資料

学校防災活動マニュアルの作成指針（抜粋）

神奈川県教育委員会（平成25年5月 作成）
平成30年8月一部改訂

1 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

平成16年1月から、「東海地震に関連する情報」（平成23年3月24日一部改正）として、東海地震に関連する調査情報（臨時・定例）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなりました。

これまでは、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされてきましたが、この改正により、「東海地震注意情報」が発表された段階から、“地震に備えた必要な準備行動”を開始することとなります。

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表や警戒宣言の発表により、県内においては住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず広く行われると考えられることから、強化地域内の学校はもとより、強化地域外の学校においても対策が必要です。

その際、電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ複数の通信手段（電子メール、携帯電話メール、災害時優先電話等）の使用について、情報を収集し、教職員に周知する必要があります。

①教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

i 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について放送を用いたり、担任、授業担当などが説明するなどします。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

○学校は休校となります。

・児童生徒は原則として保護者へ引き渡し帰宅させます。また、高等学校では保護者へ引き渡し可能な生徒（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた生徒のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅可能な場合は帰宅させます。

・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

・なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。

「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発表時の、交通機関の対応については公表されているので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。

②教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後）で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

i 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

・児童生徒を安全な場所に集め、保護者へ引き渡し帰宅させます。また、高等学校では保護者へ引き渡し可能な生徒（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた生徒のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅可能な場合は帰宅させます。

・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

・なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。

- ・「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発表時の、公共交通機関の対応については公表されているので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。
- ・学校にいない児童生徒に対して、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除されない間は休校であることを伝えます。当日の連絡はできないことが予想されるので対応について日ごろから周知しておきます。

③ 社会見学、遠足等で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災対策強化地域内か外かの別、公共交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況となるかを想定しておきます。

i 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

原則として教員が児童生徒を引率して学校まで戻るとともに、保護者へ引き渡し帰宅させます。また、公共交通機関の運転の中止等により学校へ戻れない場合は、児童生徒を安全な場所(避難場所等)まで引率し、そこで待機します。

④ 登校、下校時に「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

A 児童生徒の行動

i 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

原則として帰宅することとしますが、学校の近くにいる場合は登校し教職員の指示に従います。

・公共交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。

・なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておきます。

イ 教職員の行動

i 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

正確な情報の把握に努め、児童生徒、保護者に休校の連絡をします。登校してきた児童生徒を把握するとともに、順次保護者への引き渡しを行います。下校できない児童生徒を保護します。

⑤ 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の留意点

- 情報の把握と的確な指揮のため本部を設置
- 正確な情報の把握
- 教職員の参集、緊急時の役割分担等の確認
- 措置(休校、帰宅・保護、施設の保安措置、初期消火・救護の準備、休校中の管理体制等)の決定・実施
- 関係機関(教育委員会、警察、消防、その他)及び保護者への連絡
- 児童生徒の指導・誘導
 - ・教室等への集合(登下校中は、原則として帰宅することとしますが、学校の近くにいる場合は登校し教職員の指示に従うこととし、在宅の場合は、家族と行動を共にするよう指導します。

※日ごろからの指導が重要

- ・ 状況(氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等)把握・記録
- ・ 障害のある児童生徒の介助体制
- ・ 地区別・方面別等の帰宅体制

- ・ 保護者への引き渡しカード等の確認
- ・ 遠距離通学者、公共交通機関等の利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握・保護

※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

2 地震・津波への対処

① 教職員の直接管理下(授業、給食指導等)で地震に遭遇した場合

ア 児童生徒の行動

- ・ 普通教室では即座に机の下にもぐる習慣を身に付けておくことが大切です。自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員等が援助(介助)して身体を保護する必要があります。
- ・ 特別教室や体育館では、地震に遭遇した時、普通教室と机の形・大きさ・数等が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させておく必要があります。
- ・ ストープが転倒し火災となる可能性があるのでストープの近くの児童生徒は、速やかにストープから離れます。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ一時避難します。

イ 教職員の行動(授業担当者等)

- ・ 地震の際、まず児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示します。
- ・ ストープを使用しているときは、ストープが倒れ火災が発生する可能性があるため、ストープの周りの児童生徒には速やかにストープから離れるように指示します。
- ・ また、緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努めます。
- ・ 揺れの状況や教室・設備の状況等によって必要かつ可能な措置に努めます。
- ・ 揺れがおさまったら、児童生徒の安全を確認し、ヘルメットや防災頭巾があれば着用して、火の元の消火確認や避難路として出入口を確認します。
- ・ 教職員は、様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、平素から訓練を行い万全を期しておくことが必要となります。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

ウ 職員室に在室する教職員の行動(管理職等)

- ・ 地震に遭遇したら、揺れがおさまった後に緊急放送をします。児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示します。緊急放送ができないことが考えられるので、事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切です。
- ・ 全体への指示を出す教職員、校内を見回り状況を把握する教職員、緊急放送・連絡する教職員、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する教職員など、役割分担により速やかに行います。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に児童生徒を一時避難させるよう全教職員に指示します。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保について指示します。

② 教職員の間接的な管理下(休み時間、始業前、放課後等)で地震に遭遇した場合

- ・ 教科等の学習中の場合に比べ、指示や人員の把握がしにくい状況であることを踏まえた対応が必要です。この時間の児童生徒は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの飛散などが考えられるので校舎に近づかないなど、あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導しておきます。また、担任(不在の場合は副担任等)は自分の担任の教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合するなど行動のルールを事前に決め、事前に周知しておきます。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、児童生徒は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ一時避難します。
- ・ 教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に児童生徒を一時避難させます。

・その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

③ 社会見学、遠足等で遭遇した場合

・社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒の精神面等では平常でないことが予想されます。また、見学場所等では学校には無い設備や物品があったり、教職員以外の人からの指示に従って学習したりすることが多々あり、このような場面で地震に遭遇した場合は、その都度状況に応じた対応が要求されます。

・屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ社会見学や遠足実施場所の下見時等に避難場所(高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物)、避難経路を確認しておくなどをした上で、非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動します。どのような状況で遭遇しても児童生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先されます。

また、引率先から学校へ状況を速やかに連絡します。

・社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されますので、こうした場合の対応も含めて非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動することが必要です。

・津波の被害が想定される場所にいる場合は、児童生徒は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に一時避難します。

・教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ児童生徒を一時避難させます。

・その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

④ 登校、下校途中で遭遇した場合

・児童生徒の登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し考えさせておくことが必要です。

・実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、次に「建物、塀、崖下、川岸等からすぐ離れる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」、「津波の被害が想定される場所にいる場合は、直ちに高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する」等の指導をしておきます。

・また、地域の実状に応じた対応をすることが原則ですが、登校中に地震に遭遇した場合は、可能ならばそのまま通学路を登校させ、下校中は、原則として安全に注意しながら下校させます。

・公共交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。

・なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておきます。

■ 障害のある児童生徒への配慮

※ 障害のある児童生徒に対しては、それぞれの障害の状態に応じて、災害時の対応を具体的に想定しておくことが必要です。

① 障害のある児童生徒が通常の学級または特別支援学級に在籍する場合

・通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の場合も特別支援学級に在籍している場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則です。ただその児童生徒の障害の状況を日ごろより全教職員で共通理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要です。

・車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等それぞれの対応が準備されていなければなりません。

・障害のある児童生徒の場合、異常な状況であるという判断がとっさにできにくいので、日ごろより、教職員、支援者、保護者が子どものそれぞれの障害を踏まえ、シミュレーションの上、十分な訓練が必要になります。

・また、疾病を有する児童生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。

・スクールバスを利用している児童生徒がいる場合には、バス運行中に地震が発生した場合を想定して、その対策を講じておく必要があります。

3 地震発生後の対応

避難を開始するにあたっては、児童生徒の掌握を第一に考えなければなりません。けがの有無についての確認や、障害のある児童生徒の避難確保等、児童生徒全員を掌握し、避難を開始することが肝要です。また、次の点については、どのような場合にも共通する事項です。

・児童生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をします。(応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行います)

・必要に応じ、救急車の手配をします。(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく必要があります)

- ・教育委員会やその他関係機関に被害状況等を報告します。報告先、報告方法については、事前に確認しておきます。
- ・保護者への連絡方法についても、電話等が非常に利用しにくくなるのが想定されるので、あらかじめ学校ホームページの連絡掲示板、民間事業者によるメール一斉配信サービス、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておく必要があります。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知しておきます。
- ・児童生徒の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校(小・中・高校など)で児童生徒を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。
- ・地震の規模や被災状況により、児童生徒を学校で保護し、保護者に引き渡すか、下校させるかなどの判断をする必要があります。また、大規模地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されることから、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく必要があります。
- ・引き渡し判断時には、児童生徒の安全を最優先にするため次の点に注意が必要です。
 - *津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
 - *保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校で保護するなどの事前の協議・確認が必要です。
 - *校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。
- ・高等学校では、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況などを総合的に判断して生徒の保護あるいは下校を決定することになります。下校については、安全が確認された後行うものとし、保護者への引き渡しの方法や職員の引率での下校にあたってのグループの編成・下校ルートなどを、あらかじめ生徒・保護者と確認しておく必要があります。

引き渡しのルール(例)

学校を含む地域の震度

○震度5弱以上

保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。

○震度4以下

原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

※上記はあくまでも例であり、学校種や学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。

- ・地域住民や帰宅困難者が避難してくることが予想されるため、校内に児童生徒の保護エリアとは別に住民等の保護エリアを設定し、混乱を避けます。その際、避難所等に指定されていない学校にあっては、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村災害対策担当部局等と連携して対応するとともに、指示に従い備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導します。

① 校舎・建物の被害状況ごとの対応

ア 火災が発生

- ・児童生徒を校庭等、安全な場所に避難させます。
- ・火災発生場所を認知したら他の教職員に通報し、初期消火に努めます。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ誘導避難させます。
- ・停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用します。また、ハンドマイクやメガホン等の利用も考えられます。
- ・避難終了後直ちに分担に従い、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。

イ 建物が損壊

建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想されます。また、けが人が多く発生することも考えられるので、次の事項に留意する必要があります。

- ・火災が発生しなければ、児童生徒の人員(名前)やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難場所に避難誘導させます。また、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。
- ・建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多く、また、避難中に余震等により割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておきます。
- ・校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認します。

ウ 建物が倒壊

被害が著しく、児童生徒の安全確保のため大至急脱出・避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておきます。

- ・校長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させます。
- ・児童生徒を脱出・避難させるにあたっては、その場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられます。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。
- ・被害状況の把握を行います。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をしますが、目的は残留している児童生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家(応急危険度判定士等)にゆだねます。
- ・崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認します。
- ・ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性があります。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要があります。

エ 建物に異常なし

- ・担任等は管理職等からの避難指示を待ちます。

② 教職員の対応

- ・避難していない児童生徒や教職員の捜索や救出、救護にあたります。
 - ・避難した児童生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたります。
 - ・臨時休校としたときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をします。引き取りに来られない場合も児童生徒の状況などを保護者へ連絡するよう努めます。
 - ・火災の場合は初期消火に努めます。火災がなければ被害状況の把握に努めます。
 - ・校庭等、児童生徒が避難している場所が建物の破損や倒壊で危険になったり、他からの情報で学校が危険と判断した場合は、別の安全な場所へ避難します。
 - ・教育委員会への報告や指示、市町村・警察署・消防署・町内会等と連絡連携して情報収集に努めます。
- ※授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

■ 障害のある児童生徒への配慮

① 障害のある児童生徒が通常の学級または特別支援学級に在籍する場合

各学校の状況に応じて、帰宅あるいは学校待機等の措置をとります。しかし、状況判断が適切にできない児童生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかりパニック等になることも十分考慮して対応しなければなりません。

② 特別支援学校の場合

学区が広域に渡るため、学校管理下で地震が発生した場合は、保護者との連絡、引き渡し等に、かなりの時間を要することが予想されます。その間の児童生徒の安全管理と保護について、次の配慮がなされなければなりません。

ア 保護及び生活場所の確保（引き取りにくるまでの間）

特別支援学校施設の一部を児童生徒の生活の場所として確保します。また、学校管理下で地震が発生したときは、特別支援学校へ児童生徒を引き取りにくるよりも、家族ぐるみで避難してくることも予想されますので、対応を考慮しておくことが必要です。

イ 家庭への連絡方法の確保

家族が緊急避難する場所を日ごろから調べ一覧表等にし、確認しておきます。また、ろう学校においては、保護者も聴覚障害者である場合があるので、連絡方法について配慮が必要です。

ウ 医薬品、日常服用薬が必要な児童生徒の対応

疾病を有し、日常定期的に薬を服用している児童生徒が多い特別支援学校では、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。

4 避難所等としての対応

- ・避難所等の開設は、当該避難所の所在する市町村が主体となり、自主防災組織と施設管理者の協力を得て行われます。避難所等として指定されている学校は、日ごろから市町村、自主防災組織等と話し合い、避難者受け入れ等、避難所等の運営に係る計画を策定するとともに、いざという時は運営を支援します。
- ・なお、災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難所等としての指定の有無に関わらず、地域住民等が学校に避難してくることが予想されるため、避難所等に指定されていない学校においても、避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが重要です。

・さらに、災害が発生した場合や警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、地域住民が学校に避難してくるとともに、公共交通機関の運行の中止により、帰宅困難者が多数発生することが予想されます。県地域防災計画を踏まえ市町村から避難所等としての指定されている、あるいは帰宅困難者受入施設となる県立学校は、当該市町村との役割分担を明確にしておく必要があり、要請があった場合に適切に対応できるよう、事前に市町村の防災(災害)対策担当部局等と協議・検討し、計画を定め備えておく等、より一層の連携を図る必要があります。

○避難所等業務への協力等

・学校が災害時における避難所等となった場合には、市町村長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所等の運営について協力します。
・校長は、市町村の防災(災害)対策担当部局等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定します。
・市町村との協議・検討にあたっては、次の事項について留意することが重要です。

留意事項

・学校は、避難してくる地域住民等を受け入れる部分について、収容人数を考慮し、提供部分をあらかじめ決めておきます。
・学校が避難所等になると、その運営は市町村の災害対策担当部局の管理下に置かれることになり、校長、教職員は運営に協力することが期待されるため、学校内における防災組織の中で役割分担を明確にしておきます。
・市町村、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや、避難所運営等について定期的に協議し、共通理解を図ります。
・避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所としたまま授業を再開することを想定しておきます。
・避難所として指定されていない学校に地域住民等が避難し、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請することとなります。

○学校が避難所等になった場合の対応

避難所等の運営については、本来的には市町村の災害対策担当部局がその責任を有するものですが、学校が避難所等となった場合の対応としては、次のことが考えられます。

ア 児童生徒が在籍している場合

・児童生徒の在籍中に発災した場合については、児童生徒の安全確保を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと、教職員は避難所等の運営に協力するものとします。

イ 児童生徒が在籍していない場合(夜間・休日)

・学校は災害の発生や災害のおそれがあると判断した場合は、あらかじめ策定した防災計画に従い学校地震災害対策本部を設置します。児童生徒の在籍中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所等の運営に協力することが可能となります。
・なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所等運営に係る業務に対応できる教職員が、限定されたものとなる可能性もあることを考慮する必要があります。
・校長は、緊急時の教職員の参集体制を整備し、あらかじめ教職員に周知しておきます。校長が不在の場合は副校長、副校長が不在の場合は教頭が、また、校長、副校長、教頭が不在の場合はあらかじめ定められた者が本部の適切な運営に努めます。

○帰宅困難者への対応

帰宅困難者を受け入れることとなった場合については、避難所業務への協力等や学校が避難所になった場合の対応を参考に、帰宅困難者への対応を行います。

○障害のある子どもやその家族への特別な避難場所としての対応

・特別支援学校は、障害のある子どもがより安定した避難生活を送るためのマンパワーや施設設備が確保されています。そこで、特別支援学校については、通常の避難所での生活が困難であると思われる、障害のある子どもやその家族が避難できる場所としての活用を想定しておくことが望まれます。
・また、非常時の物資の確保や、福祉的・医療的なニーズを把握するマンパワーの確保、障害のある子どもやその家族のための支援体制づくりなどについて、市町村の防災計画に位置づけるなど事前に連絡・協力体制を築いておくことが重要です。また、その事態になった場合を想定し、教職員間の共通理解を十分図っておくことも大切です。

○災害時における教職員の役割等

災害時において教職員は児童生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動再開を図ります。しかし、学校が避難所等となった場合には、市町村長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所等の運営について協力することとなります。教職員が、校長の指示に基づき、避難所等の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱います。

VIII その他

(1) 防災行政用無線による情報提供

防災行政用無線は、地震や台風をはじめとする気象情報や市からの防災情報等をスピーカーから放送し、市民の皆さんへ伝達する設備で、現在、市内に150基設置されています。

防災無線が放送された際には、インターネットにて鎌倉市のトップページに「重要なお知らせ」として放送内容が掲載されます（平日8時30分～17時15分まで）。

放送の対象となる項目は次のとおりです。

① 防災行政用無線の放送対象

定例試験放送（毎日（夏季17時00分、冬季16時30分））

- (ア) 大雪・大雨・台風情報等の気象警報（発表及び解除時）
- (イ) 柏尾川の水位についての河川情報（発表及び解除時）
- (ウ) 地震情報（震度4以上）、津波予報情報
- (エ) 東海地震（注意情報・警戒宣言発表時）
- (オ) その他一般放送（必要に応じて放送）
 - ・大規模なライフライン（電気・ガス・水道等）や鉄道事故等の事故
 - ・ごみ収集の中止時
 - ・警察からの依頼による行方不明者の捜索
 - ・光化学スモッグ注意報の発表
 - ・選挙投票日の周知放送

② 地震関連情報の内容

地震・津波予報情報	震度4以上の地震があった場合に、震度および津波の有無についてお知らせします。
大津波警報	3m以上の津波の危険が迫っている場合にサイレンでお知らせします。3秒間のサイレンを2秒おきに6回繰り返します。
津波警報	2m程度の津波の危険が迫っている場合にサイレンでお知らせします。5秒間のサイレンを6秒おきに3回繰り返します。
東海地震注意報	観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まった場合には、地震に備えるよう注意を促します。テレビ・ラジオでも発表されます。
東海地震警戒宣言	東海地震が発生する恐れがある場合に、海岸付近からの避難の開始などと呼びかけます。テレビ・ラジオでも発表されます。

③ 防災行政用無線の内容は以下の方法でも確認することができます。

インターネット	鎌倉市ホームページ http://www.city.kamakura.kanagawa.jp 「重要なお知らせ」として放送内容を掲載します。
携帯サイト	鎌倉市モバイル版ホームページ http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/mobile/index.html
電話	消防テレホンサービス 0120-24-0467（無料）
FMラジオ	鎌倉エフエム（周波数82.8MHz） （災害時に割り込み放送をします。）
ケーブルテレビ	鎌倉ケーブルテレビ （画面にテロップを流します。）

鎌倉市防災・安全情報メール配信

この外にパソコン・携帯電話への防災・安全情報メールでも、防災行政用無線の放送内容を確認できます。その際、登録が必要となりますので、次のアドレスにて登録手順をご確認ください。

令和2年◇メールサービス登録手順説明書◇

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/documents/haishinteiryun.pdf>

問い合わせ先

所属課室：防災安全部総合防災課 内線番号（2614）
鎌倉市御成町18-10 第3分庁舎 2階

(2) 学校の海拔と緯度経度

鎌倉市立小中学校の海拔と経度緯度

鎌倉市教育委員会

	学校名	経度	緯度	海拔 (m)	グラウンド等 (m)	鎌倉市 都市基本図
1	第一小	139度32分51秒	35度18分51秒	7.0		53-2-21
2	第二小	139度33分55秒	35度19分25秒	22.0		53-2-10
3	御成小	139度32分50秒	35度19分06秒	8.6		53-2-16
4	稲村小	139度31分40秒	35度18分39秒	22.1	第2 32.5	53-3-2
5	腰越小	139度29分32秒	35度18分44秒	16.1	プール 23.6	52-3-4
6	深沢小	139度31分15秒	35度19分50秒	11.0		42-4-20
7	小坂小	139度32分25秒	35度20分37秒	13.0		43-1-20
8	玉縄小	139度31分25秒	35度21分04秒	9.0		43-1-6
9	大船小	139度32分05秒	35度21分05秒	9.0		43-1-3
10	山崎小	139度32分01秒	35度20分19秒	26.0	25.4	43-3-3
11	今泉小	139度33分04秒	35度20分40秒	43.2	42.6	43-2-17
12	西鎌小	139度30分25秒	35度19分25秒	28.0		52-2-7
13	七里小	139度30分47秒	35度18分42秒	23.9		52-4-3
14	富士小	139度31分13秒	35度20分13秒	15.0	18.5	42-4-10
15	関谷小	139度30分48秒	35度21分39秒	18.3	18.4	32-4-14
16	植木小	139度31分05秒	35度21分14秒	14.0	正門 14.6	42-2-5
17	第一中	139度33分20秒	35度18分09秒	27.9		53-4-18
18	第二中	139度33分32秒	35度19分41秒	26.0	第2 42.4	43-4-24
19	御成中	139度32分31秒	35度19分04秒	31.4	31.4	53-1-20
20	腰越中	139度29分51秒	35度18分45秒	5.8	5.6	52-3-5
21	深沢中	139度31分24秒	35度19分51秒	23.0	22.6	43-3-16
22	大船中	139度32分12秒	35度20分49秒	11.0		43-1-14
23	玉縄中	139度31分10秒	35度20分53秒	8.0		42-2-15
24	岩瀬中	139度32分56秒	35度20分49秒	33.6	31.9	43-2-12
25	手広中	139度30分18秒	35度19分31秒	28.0	31.1	52-2-2

経度・緯度はグーグル地図、海拔は津波ハザードマップの記載地を参照